

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月31日
【会社名】	地盤ネットホールディングス株式会社
【英訳名】	Jibannet Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山本 強
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員管理本部長 玉城 均
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役山本強及び執行役員管理本部長玉城均は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社3社については、金額的及び質的影響の重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の連結売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い事業拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、外注費及び保険料に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス等、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成30年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないとして判断しました。

記

当社は会計監査人から指摘を受け、地盤調査機販売事業の一部において、売上計上時期を不正に前倒ししている疑義が生じました。当社は地盤調査機販売業務の現状及び財務諸表への影響額を含め、事実関係解明のために、社内調査委員会を設置し調査を実施しました。

この結果、売上計上を目的とした証憑の偽装行為が認められました。上記対象取引に関する調査結果を踏まえて、同種事象の有無につき調査した結果、一部の取引につき、同様の偽装行為が認められました。これに伴い、平成29年3月期の有価証券報告書及び平成30年3月期第1四半期から平成30年3月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出致しました。

本偽装行為の主な発生原因は、以下の通りです。

- 当該部門における売上計上ルールの正しい認識の不足
- 予算目標達成意識の過度なプレッシャーの存在
- コンプライアンスよりも成果を重視する社内風土
- リスク管理体制の脆弱さ

当社は、当該状態を期中に識別・改善できなかったことから、当社の統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、及び地盤調査機販売プロセスにおいて検討すべき問題があり、全社的な内部統制及び業務プロセス統制の不備があったと認識しております。このような内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

上記事実は、当連結会計年度末日後に発覚したため、当該不備を当連結会計年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備の是正及び再発防止に向けて、以下の改善策を講じていきます。

売上計上基準を厳格に適用するための業務プロセスの再構築

人事評価項目におけるコンプライアンス事項対応の強化

コンプライアンス指導の徹底

コンプライアンス遵守体制の見直し

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。